

随意契約理由書

件名	西神・山手線及び海岸線電気転てつ機分解整備		
契約の相手方	株式会社京三製作所 大阪支社		
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当		
随意契約の理由 本業務対象の電気転てつ機は、線路が分岐する箇所にて列車進路の開通方向を切り換える装置で列車の安全運行上極めて重要な装置であり、不具合が発生すると重大な輸送障害となるため常に良好な状態に維持しなければならない。 そのため国土交通省令に基づき整備規定、整備要領を定めて定期的に点検保守を行っている。 ① 本業務の対象機器は消耗部品の耐用寿命を迎えており部品交換が必要な時期にきている。 ② 本業務は、転てつ機を分解して行う消耗部品の取替えと、良好な状態に維持するための調整作業を一部線路を閉鎖して行うものであり、列車及び車両運行への影響を最小限とするため短時間で行う必要があり、正確・安全かつ迅速な作業が必要で装置を熟知した熟練の技術者が要求される。 ③ 転てつ機の内部構造はメーカー固有のものであり、装置の設計開発・製作・据付を行った上記業者以外では交換部品の製作及び分解整備を行うことは技術的に不可能である。 したがって、本業務の施工に必要不可欠な技術を有し、確実に業務を履行できる上記業者と随意契約を行う。 以上			
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 電気区 (電話番号 791-6584)		